令和８年度 一般財団法人北秋田市スポーツ協会生涯スポーツ賞表彰規程

第１条　この規程は、一般財団法人北秋田市スポーツ協会(以下「本会」という)が、永年にわたり北秋田市の生涯スポーツの振興に寄与し、その活動が顕著な者に栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第２条　本会生涯スポーツ賞は、本規程により授与する。

第３条　生涯スポーツ賞は、毎年度次の各号に該当する者の中から選考する。

（１） 喜寿（満７７歳）以上で、自らの力でスポーツの楽しさを味わうことのできる者。

（２） 自らの力で練習計画を立てたり、基本技術を習得している者。

（３） 自発的・自主的に活動に参加し、組織運営能力を持つ者。

（４） 仲間とともに向上できる者。

（５） 個や集団の良さを認め、さらに伸ばすことができる者。

第４条　生涯スポーツ賞は、個人賞とし、毎年度別表に定める者の中から選考する。

第５条　受賞候補者の推薦は、次の手続による。

（１） 本会加盟単位協会長が、本会長あて資料を添えて推薦する。

（２） 本会長の推薦する者は、直接選考委員会に提示する。

（３） 推薦提出日は、当該年度の１２月２０日とする。

第６条　選考委員会は、正副会長、業務執行理事及び理事で構成する。

第７条　第３条の定める基準のほか、特に北秋田市の生涯スポーツ振興に貢献した者には、賞を授与することができる。

第８条　受賞者にふさわしくない行為があるときは、受賞者名簿から除籍する。

第９条　この規程は、本会理事会で変更することができる。

附　則　この規程は、平成２７年１２月１６日から施行し、平成２８年1月１日から適用する。

この規程は、平成２９年１０月２５日から施行し、平成２９年１０月２５日から適用する。

この規程は、令和2年１０月１６日から施行し、令和2年１０月１６日から適用する。

この規程は、令和3年１０月１３日から施行し、令和3年１０月１３日から適用する。

別　表

賞　名	対　象	授　　与　　基　　準
生涯スポーツ賞	個　人	市の生涯スポーツの振興(人間性・地域スポーツの環境づくり・組織の運営等)に多大な功績があった者。 １．表彰規程第３条に該当する者とする。 ２．加盟単位協会の推薦による。 ３．各単位協会１名以内とする。